

## 【15 用語】

【寺請…てらうけ】江戸時代、庶民がキリスト教徒ではなく檀徒であることを、その檀那寺に証明させること

【檀那…だんな】「旦那」とも書く。僧や寺院に財物等を布施する人、檀家、信者

【制禁…せいきん】決まりによって禁止すること

【きりしたん】「切支丹」「吉利支丹」とも書く。キリスト教およびキリスト教徒のこと

【何方…いずかた】どちらの方向、どなた

【罷出…まかりいで】「出る」の改まった言い方。出頭する、出願する

【急度…きつと】きびしく、しつかりと、必ず、間違いなく、たしかに

【申訳…もうしわけ】「申分」とも書く。弁解、言い訳

## 【15 解説】

「寺請証文」とは、ある人物の檀那寺がその寺の檀徒であることを証明するために発行した証文のことで、「寺請状」とか「宗旨手形」ともいう。キリシタン対策から始められた制度であるが、のちには奉公人の雇用、旅行者や住民の居住の移動などの際の身分証明書としての役割も担った。

本文書は、沼田坊新田町の天台宗安楽寺が森下町（現、利根郡昭和村）の名主源右衛門あてに発行した、沼田栄町の半兵衛娘の寺請け状である。この娘は安楽寺の檀家であり決して禁制のキリスト教徒ではないことを証明し、もしも疑わしい点がある場合にはどこへでも出向き必ず弁解することを記している。

なお、安楽寺について『上野国郡村誌12 利根郡（1）』によれば、天台宗長寿院末派で「沼田景康比叡山ノ僧延定ヲ招キ開基創建シ地蔵愛宕ヲ安置スト云、天明二年ヨリ無住、今ハ衰廢セリ」とある。